

情第658号
平成30年5月23日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察情報セキュリティ委員会運営要領の制定について（通達）

岐阜県警察における情報セキュリティ委員会の運営については、「岐阜県警察情報セキュリティ委員会運営要領」（平成18年12月15日付け情第1330号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）が一部改正されたことに伴い、別添のとおり「岐阜県警察情報セキュリティ委員会運営要領」を定めたので、事務処理上誤りがないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察情報セキュリティ委員会運営要領

第1 目的

この要領は、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）第4条第3項の規定に基づき、岐阜県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

委員会の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- 1 管理対象情報の分類及び対策の基準
- 2 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- 3 1及び2に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- 4 情報セキュリティ監査責任者の作成した年度情報セキュリティ監査計画
- 5 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「監査結果」という。）に基づく対策
- 6 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他情報セキュリティに関する事項で、情報セキュリティ委員会委員長（以下「委員長」という。）が重要と認めるもの

第3 構成

委員会は、委員長のほか、委員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。

総務室会計課長

総務室情報管理課長

警務部警務課長

生活安全部生活安全総務課長

地域部地域課長

刑事部刑事総務課長

交通部交通企画課長

警備部警備総務課長

第4 分科会

1 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

- (1) 監査結果に基づく対策に関すること。
- (2) 警察情報システム、管理対象情報その他情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

2 分科会に、分科会長を置き、総務室情報管理課長をもって充てる。

3 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

第5 運営

1 委員長は、毎年1回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を

招集し、その議事を主宰する。

- 2 委員長に事故のあるときは、総務室情報管理課長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 4 1から3までに定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第6 庶務

委員会及び分科会の庶務は、総務室情報管理課において処理する。

附 則（平成30年5月23日付け情第658号）

この要領は、平成30年6月1日から施行する。